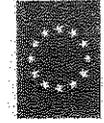


みどりの食料システム戦略（概要）

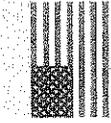
～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画



「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も
見据えた持続可能な
食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

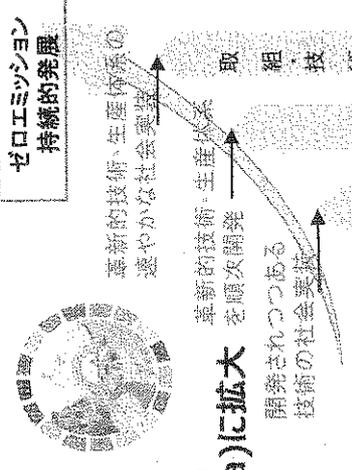
目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
2040年までに技術開発の状況踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。
※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し、地産地消費型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

- 社会 国民の豊かな食生活
- 地域の雇用・所得増大
- 生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- 地域資源を活かした地域経済循環
- 多様な人々が共生する地域社会



経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減



アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

<国の基本方針の柱立て>

第1 環境負荷低減事業活動の促進の意義・目標

環境と調和のとれた食料システムの確立により、将来にわたる
農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保に寄与

第6 その他重要事項

法に基づく認定制度と予算事業との連携等、国は総合的に施策を推進

第3 特定区域の設定に関する基本的事項

地域のモデル的な取組について、地域の特性と実情を踏まえ、
地方公共団体が自らの発意で、促進する取組内容及び区域を設定

第4 地方自治体による基本計画の作成に関する基本的事項

都道府県と市町村が協力・連携し、共同して作成

- ・ 都道府県が主導して、市町村と連名の計画を作成することを基本とする。
- ・ 地域の関係者の合意形成を促すことに配慮すること。
- ・ 有機農産物の学校給食利用など、流通・消費対策を記載すること。等

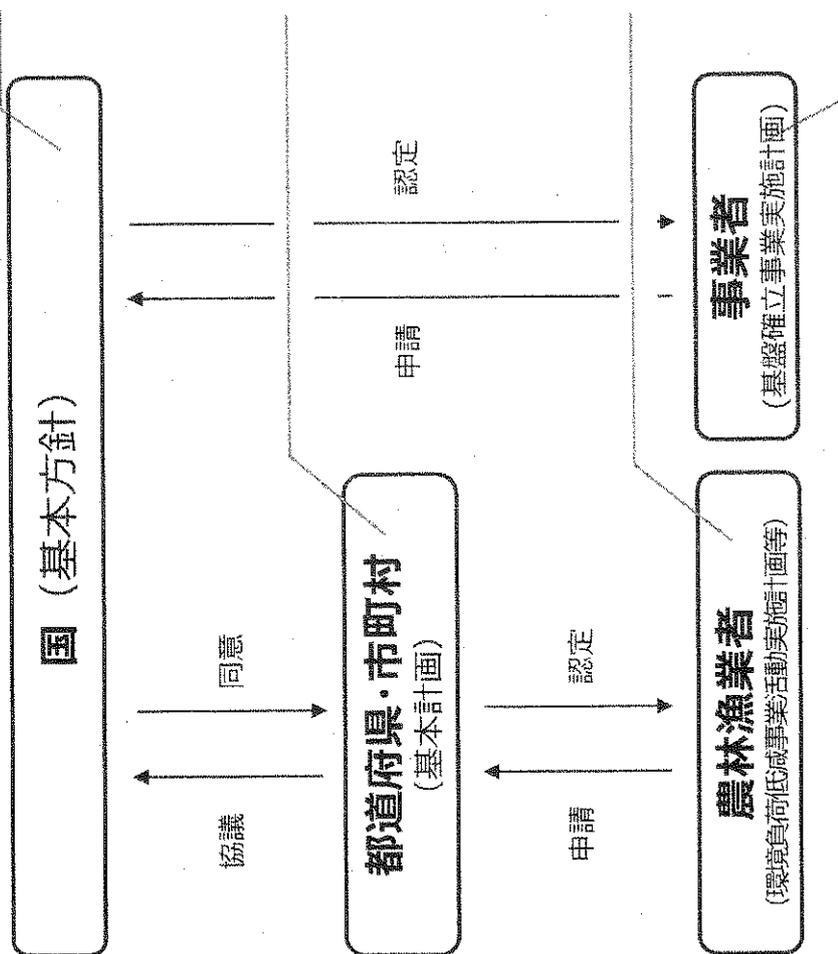
第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項

農林漁業者による、環境負荷の低減と持続性の確保に資する
地域の特性と実情に応じた創意工夫の取組を推進

第5 基盤確立事業の実施に関する基本的事項

農林漁業者が容易に環境負荷低減に取り組みめるよう、
事業者による先端技術の開発・実証、販路開拓等の事業を推進

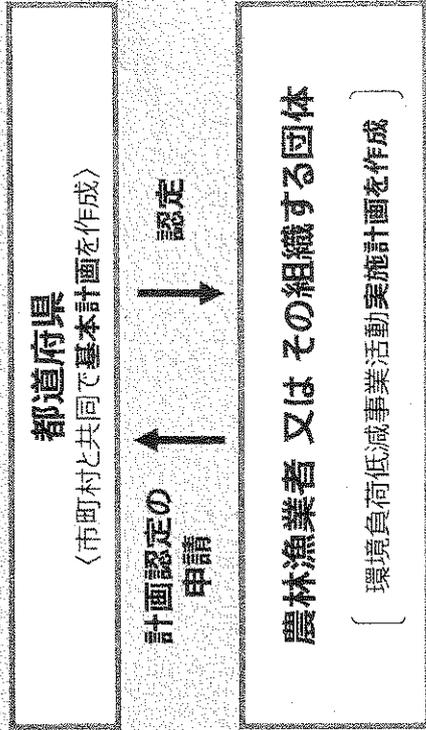
- ・ 事業の効果が広域的に寄与すること、一定の先進性を有すること等



環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- 都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム

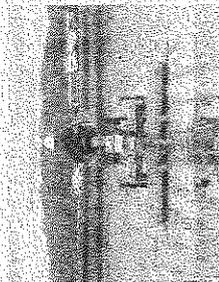


認定要件

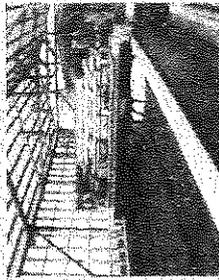
基本計画に沿ったものであること等

〔計画記載事項〕

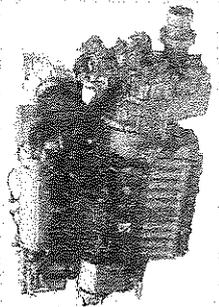
- ・ 目標
- ・ 実施内容・期間
- ・ 実施体制
- ・ 必要な資金 等



省力的な有機栽培を可能とする
高効率水田用除草機



メタンの排出抑制、
良質な堆肥生産に資する
堆肥処理施設



軽量・小型の
漁船用低燃費エンジン

〈基本方針第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項〉

- ・ 「その組織する団体」とは、農協、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする共同組織をいう。
- ・ 実施計画の目標は、基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定めること。
- ・ 環境負荷低減事業活動の実施期間は、5年間を目途に定めるものとする。

支援措置

農林漁業者等向け

- 課税の特例（法人税・所得税）
環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
- 農業改良資金融通法の特例
・ 貸付資格認定の手續のワンストップ化
・ 償還期間の延長（10年→12年）
- 林業・木材産業改善資金助成法の特例
- 沿岸漁業改善資金助成法の特例
・ 貸付資格認定の手續のワンストップ化
・ 償還期間の延長（10年→12年 等）

○ 家畜排せつ物法の特例

- ・ 日本公庫による長期低利資金
（畜産経営環境調和推進資金）の貸付適用

メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する
堆肥化施設等の整備を支援

関連する措置を行う食品事業者向け

○ 食品等流通法の特例

- ・ 日本公庫による長期低利資金
（食品流通改善資金）の貸付適用
- 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援

※ 認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を検討中です。

参 考

東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画

東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画（案）

令和 年 月 日

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第1項に基づく基本計画として、「東京都環境保全型農業推進基本方針」及び「東京都有機農業推進計画」を位置付けることとし、同条第2項に定められた項目については以下のとおりとします。

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

(1) 東京都エコ農産物認証制度の推進

「東京都エコ農産物認証制度」とは、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料使用削減の技術を導入し、都が定めた基準より化学合成農薬と化学肥料を削減して生産された農産物を都が認証する制度で、環境負荷を低減する取組の一つです。都内農業者の東京都エコ農産物認証制度の取得を推進し、目標値を以下のとおり定めます。

	現状 (令和4年4月1日現在)	目標 (令和9年度末)
東京都エコ農産物認証取得者	527名	587名

(2) 東京都GAP認証制度の国際水準への適合

GAPは、農業を持続的に行うための生産工程を管理する取組であり、環境負荷の低減、生物多様性の保全や地球温暖化防止等への寄与も期待できます。

令和4年3月、国はGAPのガイドラインを国際水準に対応できるものへと引き上げ、持続可能な農業生産の取組を更に推進することとなりました。都においても、国際水準に適合した新たな「東京都GAP認証制度」をつくり、認証取得者の確保に取り組んでいきます。

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動として、化学合成農薬及び化学肥料の使用削減と土づくりの推進、有機農業の推進、温室効果ガスの排出削減、農業用プラスチックの適切な利用と処理、GAPの推進の取組を位置付けることとし、その促進を図るため以下の取組を推進します。

(1) 化学合成農薬及び化学肥料の使用削減

化学合成農薬及び化学肥料の使用削減を図るため、下記の取組を推進します。

- ア I PM（総合的病害虫・雑草管理）の実践
- イ 土壌診断に基づく施肥技術の見直し
- ウ 東京都エコ農産物認証制度の普及・拡大

これらの取組と併せ、化学肥料の使用量削減に向けた基本的な技術となる堆肥等の施用による土づくりを推進します。

(2) 有機農業の推進

有機農業は、化学肥料や化学合成農薬を使用しないことと、遺伝子組み換え技術を利用しないことを本旨とした農法のひとつであり、環境負荷の低減が可能で物質循環機能や都市環境の改善に貢献します。

都は、東京都エコ農産物認証制度における「東京エコ100」※を有機農業への取組と位置付け、下記の取組を推進します。

- ア 有機農業に取り組んでいる・新たに取り組む生産者への支援
- イ 有機農業に関する技術の整理
- ウ 普及指導の充実

※ 化学合成農薬と化学肥料を削減して栽培された農産物を都が認証する制度。「東京エコ25」「東京エコ50」「東京エコ100」の区分があり、「東京エコ100」は、栽培期間中、化学合成農薬及び化学肥料を使用せず生産した農産物であることが要件。

(3) 温室効果ガスの排出削減

農業においても、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスを排出することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。そのため、農業機械・器具の適切な点検・整備、施設の破損部分の補修、施設内環境の改善、作物別の温度管理など、省エネルギー対策に努めます。

また、燃油暖房装置が設置された施設におけるヒートポンプの導入などを推進し、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

(4) 農業用プラスチックの適切な利用と処理

農業においてはプラスチック資材が多く利用されています。特に、防虫ネットやマルチ、近紫外線除去フィルム（UVカットフィルム）などは、化学合成農薬の使用を削減する上でなくてはならないものです。このため、これらの資材を利用する際には、必要最小限にとどめ、再利用や利用後の適切な処分を推進します。また、マルチについては用途に応じて生分解性マルチを利用することを推進します。

(5) GAPの推進

GAPに取り組むことにより、IPMの実践、土壌診断に基づく施肥技術の見直し、温室効果ガスの排出削減などにつながることから、(1)～(4)に掲げる環境負荷低減事業活動の推進に当たっては、GAPも併せて推進します。

3 特定区域を定める場合における当該特定地域の区域設定の区域及び当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

今後、現場の実態を踏まえつつ、区市町村と連携して、特定区域の設定を検討します。

4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、下記の技術も併せて活用することで、より、環境負荷低減効果が期待できるため、普及を推進します。

(1) 養液栽培技術

本技術は、土壌病害が発生しないため、化学合成農薬の使用回数の削減が期待できます。また、近年、東京都農林総合研究センターが開発した「東京エコポニック®」は、廃液を系外に排出しないため、環境負荷の低減につながります。

(2) スマート農業に関する技術

栽培施設における環境制御技術やその関連技術を開発・活用するスマート農業により、温室効果ガスの排出削減等の環境負荷低減が期待できます。

5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

環境負荷低減の取組の拡大を図るためには、生産者、消費者、食品事業者等が農業生産における環境負荷低減の取組の意義や目的を共有した上で、生産者の主体的な取組とそれに対する消費者の理解と支援が一体的に行われることが必要です。そのため、環境負荷低減の取組によって生産された農産物を消費者等が購入したくなるよう、東京都エコ農産物やGAP認証農産物の価値をPRし、販路拡大・販売促進を支援します。このことにより、生産者の取組意欲の向上にもつながります。

6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

農業生産における環境負荷低減の取組を進めていくためには、都と区市町村が一体となって推進していく必要があることから、区市町村の農業振興計画等の策定や見直し等の機会において都が助言するなど、区市町村の主体的な取組を促進します。また、JAグループ等の農業者団体が取り組んでいる土づくり、農業用プラスチックの適正処理、GAPの推進等の取組とも連携して、環境負荷の低減を図り、持続可能な農業の実現をめざしていきます。